

ごみ・環境ビジョン21 会則

(名称)

第1条 本会は、ごみ・環境ビジョン21と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、小金井市前原町4-11-5井上宅に置く。

(目的)

第3条 当会は、「ごみを作らない、出さない、燃やさない」を原点に、情報の収集や提供、啓発に関する事業や、環境負荷の少ない資源循環型まちづくりに関する事業を行い、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 当会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)ごみや環境に関する情報資料の収集
- (2)ごみや環境に関する情報紙の発行
- (3)ごみや環境に関するセミナー等の開催
- (4)ごみや環境に関する調査、研究及びその発表
- (5) その他当会の目的を達成するために必要な活動

(会員の資格)

第5条 この会の会員は次の2種類とする。

- (1) 会員は、本会の目的に賛同し、入会登録を行った個人・団体とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会登録を行った個人・団体とする。

(会議)

第6条 当会の会議は、運営委員で構成された運営委員会とし、これを最高の意思決定機関とする。

(役員)

第7条 当会に、代表、副代表、事務局、会計、監査の役員を置く。役員は運営委員の互選により選任する。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

1. この会則は、2017年4月1日から施行する。
2. 当会の設立当初の運営委員は以下の通りとする。
田浪政博（代表）、江川美穂子（副代表）、井上真紀子（事務局）、佐藤道子（会計）
小野寺勲、多田眞、志賀和男、橋本久雄、加藤了教（監査）